



★ 業務紹介 ★

運搬容器の試験確認に係る業務規程の改正について

業務部

1 はじめに

危険物保安技術協会（以下「KHK」という。）では、令和4年12月1日に運搬容器の試験確認に係る業務規程（以下「運搬容器業務規程」という。）を全部改正し、令和5年4月1日から施行することとしました。

今回の改正は、平成31年3月に取りまとめられた「運搬容器の試験確認に係る調査研究報告書」を受けて、見直しを行うものです。

この報告書では、KHKが試験確認を行った危険物を運搬するための容器（以下「運搬容器」という。）に重大な事故は発生しておらず、その安全性は長年に渡り確保されてきた実績があることから試験方法や試験基準は現状を維持し、今まで十分に手当されてこなかった品質確保や運搬容器の制度の統一的運用について見直すことが提言されています。

今回の改正は、この報告書の提言を受けて行うものですが、運搬容器業務規程については平成11年以降大きな改正が行われていなかったため、併せて、全体的な見直しを行いました。

2 危険物の運搬容器に係る法令について

消防法第16条により、危険物の運搬は危険物の規制に関する政令第28条に従う必要があります。この政令では、運搬容器の技術上の基準を次のように定めています。

- (1) 運搬容器の材質は、鋼板、アルミニウム板、ブリキ板、ガラスその他総務省令で定めるものであること。
- (2) 運搬容器の構造及び最大容積は、総務省令で定めるものであること。

更に、危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）第41条では、運搬容器の材質を定めており、危規則第42条及び第43条では、運搬容器の構造及び最大容積を定めています。

特に、危規則第43条では、機械を使って積み下ろしするような大きな容器とそれ以外の小さな容器について分けて基準を定めており、KHKの運搬容器業務規程が対象とするのは下の写真のような小さな運搬容器の方です。



危規則第43条ではほかに、運搬容器に必要な性能についても定めています。具体的には、危規則第43条第4項及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（以下「危告示」という。）に基準が定められています（ただし、危告示第68条の6に定める運搬容器（第二石油類（引火点が60度以上のものに限る。）、第三石油類、第四石油類又は動植物油類を収納する運搬容器など）については、この基準に適合する必要はありません。）。

なお、危規則第43条第1項第1号ただし書きの運搬容器についてもこの性能を満たす必要があり、総務省消防庁にお

ける検討会でもその前提で「プラスチックフィルム袋に係る運搬容器の技術基準」の検討が行われています。

運搬容器業務規程の対象となる運搬容器については、危規則第43条第4項及び危告示第68条の5で定める落下試験、気密試験、内圧試験及び積み重ね試験において、これらに定める基準に適合する必要があります。

3 改正のポイント

(1) 品質管理について

品質管理が重要なチェックポイントであることを明確にするため、「試験確認」が「運搬容器の性能に係る試験」と「運搬容器の製造、製造委託、購買管理及び検査に係る品質の保持に必要な条件の確認」の2つの要素からなることを運搬容器業務規程の「第1目的」に位置づけました。

また、申請書に添付する書類や現地にて確認する書類についても従来の「運搬容器を製造する工場に関する事項」を「製造工場に関する事項」「製造管理に関する事項」「製造委託に関する事項」「製品検査に関する事項」「機器及び技術の維持管理に関する事項」などに細分化し、着眼点を明確にしました。特に、製造工程や品質管理についてはQC工程表に基づくものであることを求め、品質管理の徹底を図っています。

更に、今までは製造設備等を変更する場合だけに求めていた届出を「製造工程」「製造方法」「作業手順（運搬容器の安全に関する品質に影響を与える場合に限る。）」「検査方法（運搬容器の安全に関する品質に影響を与える場合に限る。）」など品質管理に係る事項についても新たに対象とすることとし、品質管理を恒常的に維持できるようにしました。

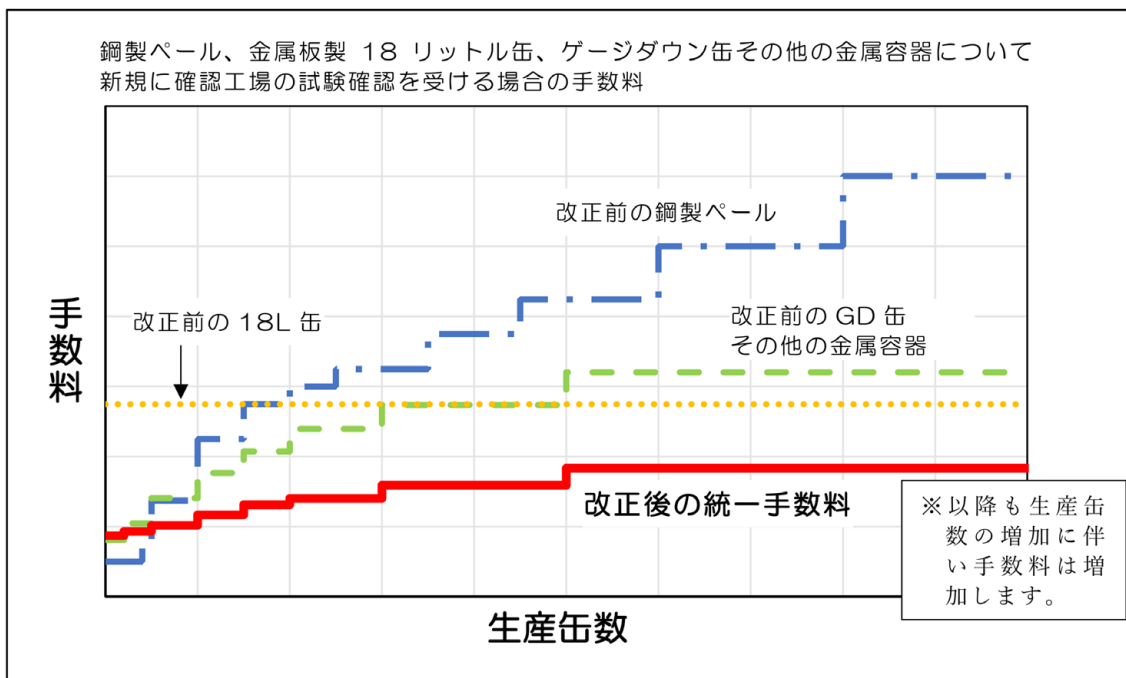
(2) 手数料について

改正前の運搬容器業務規程で手数料は、運搬容器の種別ごとに条を分けて定めていましたが、これを種類ごとに表にまとめて分かり易くしました。

また、手数料の算定方法を見直し、立ち会って行う性能試験の業務量は試験を実施する回数に依存することを踏まえ、型式数が一定数を超える場合の手数料の加算を導入することとしました。

更に、企業間で多く取引されている小型の運搬容器（鋼製ペール、金属板製18リットル缶、ゲージダウン缶その他の金属容器など）について、今までそれぞれ別に手数料が設定されていましたがこれを統一することとしました。

この小型の運搬容器について新規に確認工場方式で試験確認を受ける場合の手数料は、下のグラフの通りです。



新規に確認工場方式で試験確認を受ける場合の手数料は、金属板製18リットル缶以外について生産個数が5万缶未満では上がりますが、5万缶以上の手数料は下がる傾向となります。

なお、既存の確認工場については、附則で今後2年間の手数料を定めており、激変緩和措置を行っています。

(3) 試験確認の対象

今回の改正で運搬容器業務規程での試験確認の対象から金属製の再生又は改造ドラムを外しています。金属製の再生又は改造ドラムについては、新たに設けた「金属製の再生又は改造ドラムの試験確認に係る業務規程（令和4年12月1日危保規程第14号）」をホームページで確認してください（手数料等に変更はありません）。

4 おわりに

改正後の運搬容器業務規程では、今まで以上に品質管理等の内容が充実することとなります。

また、企業間で取引の多い小型の運搬容器の一部については以前よりも手数料が低くなる場合もあります。

この機会に危険物を取扱う事業者の方は、もう一度自分たちの危険物を運ぶ『運搬容器』の性能について確かめ、信頼性を確認してはいかがでしょうか。

なお、KHKが運搬容器業務規程に基づき試験確認を行った運搬容器には、次のマーク（例）が表示されています。



【参考】

- 危険物保安技術協会ホームページ 「業務規程（試験確認）」
<http://www.khk-syoubou.or.jp/guide/download.html#dl03>

【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 業務部 工藤、芳賀沼
電話 03-3436-2353 / FAX 03-3436-2251
E-mail gyoumu@khk-syoubou.or.jp